

安城市

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届出制度

利用の手引き



安 城 市

目次

1	はじめに	1
2	安城市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届出制度とは	1
3	宣誓の届出をすることができる方	2
4	必要な書類	3
5	宣誓の届出の流れ	5
6	受理証明書等の再交付	6
7	宣誓届出事項の変更	6
8	受理証明書等の返還	7
9	宣誓の届出の無効	7
10	ファミリーシップ対象者の記載の抹消	8
11	自治体間連携について	9
12	よくある質問	10

1 はじめに

本市では、第5次安城市男女共同参画プランに掲げる基本目標3「多様な生き方を認め合う意識・環境づくり」に基づき、性的少数者をはじめ、誰もがその生き方を否定されず、個人として尊重され、安全・安心な暮らしを送ることができる社会を実現するため、「安城市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届出制度」を導入します。

この制度は、法律婚とは異なり、法律上の効力（相続、税金の控除等）が生じるものではありませんが、二人が互いを人生のパートナーとして、安心して生活することができるよう、二人の思いを尊重し、寄り添うことを目的としています。

2 安城市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届出制度とは

性別に関わらず、互いを人生のパートナーとして、日常生活において継続的に協力し合うことを約束した関係にあると宣誓したことを市に届出し、それを市が証明する制度です。

また、一方又は双方に生計を同一とする子どもがいる場合は、子どもを含めて家族としてファミリーシップの宣誓の届出をすることができます。

性的少数者に限らず、様々な事情により、婚姻の意思があっても、現行の婚姻制度では不都合があり、生きづらさを抱えている事実婚の方々も対象です。

3 宣誓の届出をすることができる方

宣誓の届出をするには、次の要件をすべて満たしている必要があります。

(1) パートナーシップの宣誓の届出をするとき

- ・双方が成年であること（満18歳以上）
- ・少なくとも一方が安城市民、又は宣誓の届出の日から3か月以内に安城市へ転入予定であること
- ・双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情（*内縁関係）にある者を含む。）がないこと
- ・双方とも、他の方とパートナーシップ関係にないこと
- ・お互いに近親者でないこと（ただし、養子縁組をしたことにより近親者になった場合は除く。）

(2) ファミリーシップの宣誓の届出をするとき

- ・ファミリーシップ対象の子どもは一方又は双方と生計が同じであること

近親者とは…

民法の規定により婚姻できない関係にある方

○直系血族…祖父母、父母、子、孫等

○三親等内の傍系血族…兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪

○直系姻族…子の配偶者、配偶者の父母・祖父母等

4 必要な書類

(1) 安城市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届出書

原則、本人の自署が必要です。(15歳以上のファミリーシップ対象者含む。)

(2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

(続柄が記載され、3か月以内に発行されたもの)

〈転入予定の方〉

転出証明書、賃貸契約書等、転入予定の事実が確認できる書類をお持ちください。

転入後は1か月以内に住民票の写しを添付して「安城市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓事項変更届」を提出してください。

(3) 婚姻をしていないことが確認できる書類(3か月以内に発行されたもの)

次のいずれかの書類

- ・戸籍抄本(戸籍個人事項証明書)または戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)
- ・独身証明書
- ・外国籍の方は、大使館等が発行する独身証明書や婚姻要件具備証明書など(日本語訳添付)

(4) ファミリーシップの宣誓の届出をする場合は、子どもとの関係がわかる書類

(3か月以内に発行されたもの)

戸籍抄本、住民票の写しなど

※自治体間連携に関する協定を締結している自治体から転入された方は、9ページをご覧ください。

(5) 本人確認ができるもの

本人確認ができる書類を1点又は2点お持ちください。

1点の提示で足りるもの	2点の提示が必要なもの
<ul style="list-style-type: none">・マイナンバーカード・パスポート・運転免許証・住民基本台帳カード（顔写真付き）・在留カード・その他、官公署が発行した顔写真付きの証明書など	<ul style="list-style-type: none">・住民基本台帳カード（顔写真なし）・国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険、後期高齢者医療保険の被保険者証・共済組合員証・年金手帳・国民年金、厚生年金保険の年金証書・学生証、法人が発行した身分証明書

(6) 通称名を使用する場合は、日常生活において使用していることが確認できる書類

郵便物、各種会員証など

※住民票に通称が記載されている場合は省略できます。

5 宣誓の届出の流れ

(1) 宣誓届出日の予約

宣誓届出希望日（土日祝日、年末年始除く）の7日前までに、電話または電子メールにて予約してください。

電話：0566-71-2218（市民協働課）

電子メール：kyodo@city.anjo.lg.jp

予約時に以下のことをお伝えください。

- ・ 宣誓届出希望日時（第3希望まで） 平日午前9時～午後5時
- ・ 宣誓の届出をされるお二人の氏名・ふりがな
- ・ 連絡先（電話番号、メールアドレス）
- ・ 個室の希望の有無
- ・ 受理証明書等の受取り方法（来庁又は郵送）
- ・ 締結自治体から転入の場合、継続の希望の有無

(2) 宣誓届出書の提出

予約した日時に必要書類を持って、原則、お二人揃って市民協働課へお越しください。

(3) 宣誓届出書受理証明書等の交付

宣誓の届出の日から約1週間後に宣誓届出書受理証明書等を交付しますので、本人確認ができるものを持って、市民協働課へお越しください。来庁が難しい場合は郵送いたします。（切手代は自己負担です。）

〈交付書類〉

- ・ 安城市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届出書受理証明書
（1組に1枚）
- ・ 安城市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届出書受理証明カード
（宣誓の届出をした方それぞれに1枚）

6 受理証明書等の再交付

「安城市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届出書受理証明書」、「安城市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届出書受理証明カード」を紛失、毀損、汚損などしたときは、再交付の申請ができます。郵送での受付も可能です。

〈提出書類〉

- (1) 安城市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届出書受理証明書等再交付申請書
- (2) 交付済みの受理証明書等（紛失の場合は不要）

〈必要書類〉

- ・本人確認ができるもの
（郵送による申請の場合は、本人確認ができるものの写しをご提出ください。）

7 宣誓届出事項の変更

次のような宣誓届出書に記載した内容に変更があった場合は、変更届を提出してください。郵送での受付も可能です。

- ・氏名や通称名の変更があったとき
- ・住所の変更があったとき
- ・ファミリーシップ対象者を追加するとき
- ・ファミリーシップ対象者がその対象でなくなったとき

〈提出書類〉

- (1) 安城市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届出事項変更届
- (2) 変更の内容がわかるもの（3か月以内に発行されたもの）
戸籍抄本、住民票の写し、日常生活において通称名を使用していることがわかるもの など
- (3) 交付済みの受理証明書等（紛失の場合は不要）

〈必要書類〉

- ・本人確認ができるもの
（郵送による申請の場合は、本人確認ができるものの写しをご提出ください。）

8 受理証明書等の返還

次の場合は宣誓届出書受理証明書等を返還してください。郵送での受付も可能です。

- ・パートナーシップ・ファミリーシップを解消したとき
- ・二人のいずれかが死亡したとき
- ・宣誓の要件に該当しなくなったとき

〈提出書類〉

- (1) 安城市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届出書受理証明書等返還届
- (2) 交付済みの受理証明書等（紛失の場合は不要）

〈必要書類〉

- ・本人確認ができるもの
(郵送による申請の場合は、本人確認ができるものの写しをご提出ください。)

※ファミリーシップ対象の子どもがいる場合、パートナーの一方が亡くなられても、残された方々が引き続きファミリーシップの関係継続を希望し、生計を同一としている場合は、返還の必要はありません。

(7 宣誓届出事項の変更は必要です。)

※安城市から連携協定締結自治体に転出し、転入先で引き続き宣誓の届出等をする場合、安城市での返還の手続きは不要です。転入先の締結自治体に受理証明書等を提出してください。

9 宣誓の届出の無効

虚偽の申請や要件に反していることが判明した場合や、受理証明書等の不正利用や偽造等が認められた場合は、宣誓の届出を無効とし、受理証明書等の返還を求めます。

10 ファミリーシップ対象者の記載の抹消

ファミリーシップ対象者が満15歳に達した日以後、対象者が受理証明書等からの抹消を希望する場合は申立書を提出してください。郵送での受付も可能です。

〈提出書類〉

- (1) 安城市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の届出に関する申立書
原則、申立人の自署が必要です。
- (2) 交付済みの受理証明書等（紛失の場合は不要）

〈必要書類〉

- ・ 本人確認ができるもの
(郵送による申請の場合は、本人確認ができるものの写しをご提出ください。)

※申立人だけで来庁された場合、宣誓届出者に確認のご連絡をする場合があります。

11 自治体間連携について

本市では、県内自治体と「パートナーシップ・ファミリーシップ制度の自治体間連携に関する協定」を締結しています。これにより協定を締結している自治体間で転居する場合、届出手続きの一部を省略できます。省略できる手続きは自治体によって異なります。詳細は各自治体にお問い合わせください。

【締結自治体へ転出するとき】

転入先の自治体で継続の手続きをすることにより、本市への返還届の提出と受理証明書等の返還手続きが不要となります。（本市の受理証明書等は転入先の自治体へ提出してください。）

【締結自治体から転入するとき】

引き続き宣誓の届出を希望する場合は「安城市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届出書」を提出してください。届出の流れは5ページ「宣誓の届出の流れ」をご確認ください。

〈提出書類〉

- (1) 安城市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届出書
- (2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（続柄が記載され、3か月以内に発行されたもの）
- (3) 転出元で交付された受理証明書等
- (4) 通称名を使用する場合は、日常生活において使用していることが確認できる書類（住民票に通称が記載されている場合は不要です）

〈必要書類〉

- ・本人確認ができるもの

〈省略できる書類〉

- ・婚姻をしていないことが確認できる書類
- ・ファミリーシップの宣誓の届出をする場合は、子どもとの関係がわかる書類

12 よくある質問

Q1 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度と結婚の違いは何ですか。

A1 結婚は民法に定める法律行為であり、相続権や扶養義務など、法律上の権利や義務が発生します。安城市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届出制度は市の要綱に基づいて実施するものであり、法的効力はありません。

Q2 宣誓の届出の対象は同性パートナーだけですか。

A2 同性パートナーに限定していません。要件を満たしていれば、性的少数者に限らず、事実婚の関係でも宣誓の届出ができます。

Q3 宣誓の届出に費用はかかりますか。

A3 宣誓の届出や受理証明書等の発行は無料です。ただし、宣誓の届出の際に必要な書類（戸籍抄本等）の交付手数料は自己負担となります。

Q4 代理人や郵送・メールでも宣誓の届出はできますか。

A4 代理人や郵送・メールでの宣誓の届出はできません。お二人の意思確認と本人確認をしますので、必ずお二人でお越しください。ただし、病気等、特別な事情によりお二人での来庁が難しい場合はご相談ください。受理証明書等の再交付、宣誓届出事項の変更、受理証明書等の返還は郵送で受付できますので市民協働課にお問い合わせください。

Q5 宣誓届出書の記入は代筆でもよいですか。

A5 文字を書くことが困難な場合は、お二人の意思確認ができれば代筆でも可能です。

Q6 通称名は使用できますか。

A6 使用することができます。日常生活において使用していることが確認できる書類を提示してください。交付する受理証明書等は通称名と戸籍上の氏名が併記されたものとなります。

Q7 宣誓の際に個室を利用することはできますか。

A7 宣誓はプライバシーに配慮し、希望により個室で行います。

Q8 養子縁組をしていても宣誓の届出はできますか。

A8 民法に定める婚姻ができないことを理由とした養子縁組を行う方がいる状況を考慮し、その場合には、宣誓届出者同士が養子縁組をしていても宣誓の届出をすることができます。

Q9 子どもを含めてファミリーシップの宣誓の届出をしたいと思います。

A9 受理証明書等に子の記載を希望するときは、子との関係性を確認できる書類を提出することで記載が可能です。

15歳以上の子については子が自ら宣誓届出書に記入してください。

Q10 ファミリーシップ対象者の年齢制限はありますか。

A10 ありません。

ただし、子がファミリーシップの解消を望む場合は、本人が満15歳に達した日以降に申立てができます。また、宣誓届出者の一方又は双方と生計が同一でなくなる等、ファミリーシップの要件を満たさなくなった場合は、変更届の提出が必要です。

Q11 外国籍の人も宣誓の届出はできますか。

A11 外国籍の方も宣誓の届出はできます。外国籍の方は、宣誓の届出に必要な書類として住民票の写し又は住民票記載事項証明書のほか、本国の大使館、領事館が発行する婚姻要件具備証明書（3か月以内に発行されたもの）など、独身であることを確認できる書類に日本語訳を添えてご提出ください。

なお、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしても、在留資格や在留期間は変わりません。

Q12 外国で同性婚をしているカップルも宣誓の届出はできますか。

A12 日本国内では婚姻が成立していませんので、宣誓することができます。

Q13 愛知県でファミリーシップの宣誓をしましたが、安城市でも宣誓の届出ができますか。

A13 宣誓の届出の要件を満たしていれば、安城市での宣誓の届出も可能です。

ただし、届出に必要な書類は全て提出していただく必要があります。

Q14 受理証明書等は即日交付されますか。

A14 提出書類の確認等のため、交付には1週間ほどかかります。窓口に取りに来ていただくか、来庁が難しい場合は郵送します。なお、切手代は自己負担となります。

Q15 なりすましや偽装などの悪用をされませんか。

A15 宣誓届出時に独身であることを証明する書類等と、本人確認を行うために身分証明書の提示をいただき、なりすましなどの悪用を防止します。また、偽りその他の不正の手段により受理証明書等の交付を受けた場合は、交付番号を市公式ウェブサイトで公表します。

Q16 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届出書受理証明書等はどこで使えますか。

A16 安城市が行うパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届出制度は、市の要綱に基づいて実施するものであり、法的効力はありませんが、市営住宅の入居申し込みなど、家族として利用できるようになる制度や行政サービスがあります。手続きの際に受理証明書等を提示してください。

また、愛知県のファミリーシップ宣誓制度による利用可能な県行政サービスも利用できます。

民間のサービスにおいては、事業者によって取扱いが異なりますので、各事業者に直接お問い合わせください。

Q17 愛知県のファミリーシップ宣誓書受理証明書は安城市でも使えますか。

A17 愛知県のファミリーシップ宣誓書受理証明書も、手続きの際に提示することで安城市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届出書受理証明書と同じように家族として利用できる行政サービスがあります。

民間のサービスにおいては、事業者によって取扱いが異なりますので、各事業者に直接お問い合わせください。

安城市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届出制度 利用の手引き

令和6年4月

令和6年8月改定

発行 安城市 市民生活部 市民協働課

〒446-8501 安城市桜町18番23号

電話 0566-71-2218

FAX 0566-72-3741

電子メール kyodo@city.anjo.lg.jp